七飯町水道事業給水条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第２６条（略）	第１条～第２６条（略）
（料金の算定）	（料金の算定）
第２７条　料金は、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分として算定するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって計量日の属する月分として算定することができる。	第２７条　料金は、２箇月ごとの定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行って使用水量を計量し、その日の属する月及びその前月の分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。
２　水道の使用を廃止したとき、又は中止したときは、その都度メーターの検針を行い、料金を算定する。	２　管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、定例日を変更し、又は毎月検針及び随時検針を行い、料金を算定することができる。
第２８条～第３０条（略）	第２８条～第３０条（略）
（料金の納期及び徴収方法）	（料金の納期及び徴収方法）
第３１条　料金の納期は、翌月末日とする。	第３１条　料金の納期は、定例日の翌月末日とする。
２（略）	２（略）
３　料金は、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項に規定する指定代理納付者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	３　料金は、納入通知書により現金、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項に規定する指定代理納付者による納付により２箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
第３２条～第４１条（略）	第３２条～第４１条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）

七飯町公共下水道条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条（略）	第１条（略）
（用語の定義）	（用語の定義）
第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）～（１２）（略）	（１）～（１２）（略）
（１３）使用月　下水道使用料徴収の便宜上区分された概ね１月の期間をいい、その始期及び終期は水道料金算定の例による。	（１３）使用月　下水道使用料徴収の便宜上区分された概ね２箇月以内の期間をいい、その始期及び終期は水道料金算定の例による。
第３条～第１５条（略）	第３条～第１５条（略）
（使用料の徴収）	（使用料の徴収）
第１６条（略）	第１６条（略）
２　前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項に規定する指定代理納付者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	２　前項の使用料は、使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により現金、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項に規定する指定代理納付者による納付により２箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
３　使用料の納期は、当該月の使用水量を決定した日の属する月の翌月末日を納期限とする。	３　使用料の納期は、使用水量を決定した日の属する月の翌月末日を納期限とする。
４（略）	４（略）
第１７条～第３３条（略）	第１７条～第３３条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）